三～五	（略）	（三十九）～（九十二）	
	（略）		
		法第六十条の二の二第一項第二号又は第三項ただし書の規定が適用される建築物	法第六十条の二の二第一項第二号又は第三項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書
			敷地面積求積図
			建築面積求積図
			二面以上の断面図
			申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
			国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
			居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
			居住環境向上用途誘導地区の境界線
			土地の高低
			国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
			敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
			建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
			当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

三～五	（略）	（三十九）～（九十二）	
	（略）		